

生活福祉保健委員会記録

- 1 期 日 平成21年5月19日（火）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香
副委員長 森川家忠
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委員 林 正夫
- 5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、文化芸術課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、介護人材就業支援プロジェクト担当課長

[病院事業局]

病院事業管理者、事務部長（兼）県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

6 報告事項

[環境県民局]

- (1) 平成22年度施策に関する提案
- (2) 「ひろしま夏の芸術祭」について
- (3) 「けんみん文化祭ひろしま」のあり方の検討について

[健康福祉局]

- (4) 平成22年度施策に関する提案
- (5) 次期「未来に輝くこども夢プラン」の策定について
- (6) 新型インフルエンザへの県の対応について

[危機管理監]

- (7) 防災フォーラムの開催について
- (8) 大久野島沖で発見された「化学兵器の疑いのある物」について
- (9) 新型インフルエンザへの県の対応について

7 会議の概要

(1) 開会 午前10時33分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 質疑・応答

○質疑（辻委員） 新型インフルエンザへの県の対応について今説明がありましたが、インフルエンザの啓発用リーフレットはタイムリーだったと思います。どう対応していくのかについては報道機関でも出されたりしていますが、各家庭で、手元にきちんと持って対応できるという点で、非常によかったと思います。大いに評価しています。

まだ広島県内で発症例はありませんが、相談窓口を開設されてからの相談件数についてきのうの午後2時現在の数値をいただいておりますが、それによりますと、5月17日の一日で281件、これまでで2,079件と、ずっと相談がふえてきています。大阪、神戸での発症がありましたから、一層相談や問い合わせが多くなってきていると思います。

まず、市町や保健所等の発熱相談センターといった相談窓口の現状と、今後の相談体制の充実強化等について今どのように考えておられるのかということについて、お聞きしたいと思います。

それから、発熱外来の病院が12カ所になったということですが、まだこれからどうなるか、患者がふえてくるとそれでは間に合わない状況も想定されますので、緊急時の協力病院を今後さらにふやしていくことも視野に入れなければならないのではないかと思います。その点での現状の取り組みと医師会との連携の強化について、今一体どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（健康対策課長） まず、発熱相談センターに関する御質問ですが、現在県下に発熱相談センターは、本庁の健康対策課を初めとしまして保健所の設置してあります広島市、呉市、福山市、それぞれの保健センター、また県の保健所等19カ所で行っているという現状です。そういった相談に対して24時間対応できる体制で臨んでいるところでございます。

御指摘のように、国内での発生を踏まえて相談件数がふえているという現状もあります。今後さらに増加するのであれば体制の強化を含めて検討していく必要があると思っております。

また、先ほど申し上げましたけれども、情報の提供に関しましては県のみならず市町の方でもお願いしているところでございます。その形として相談という形をとるのか、ほかの媒体をとるのかはそれぞれの自治体の主体的な判断にお任せしているところではありますが、県のみならずそれぞれの自治体においてもそういったことに取り組んでいただくようお願いしているところであります。

続きまして、発熱外来の御指摘ですが、当初今回の発熱外来に関しましては、SARSのときのことを踏まえまして立ち上げた協力医療機関が新型インフルエンザ対策としてここ何年にもわたりまして訓練を重ねてきて、今回の新型インフルエン

ザH1N1型に対するいわゆる発熱外来という役割を担っていただいております。ただ御指摘のとおり地域性であるとか、数の問題、そういった課題があることは認識しておりまして、今回も継続して新たに発熱外来、協力医療機関となつていただく医療機関を現在募っているところであります。そういったことを踏まえまして、今2つふえたところですが、今後も継続してふやしていくための取り組みをしていく必要があると認識しております。

○要望・質疑（辻委員） 今後の進展状態を見て逐次強化していただき、万全の体制をとって、しっかり対応いただきたいということをお願いしておきます。

それから、県内でこういう事態が発生した場合、感染症協力医療機関、感染症指定医療機関のいずれにおいても、一定の終息期間まではかなり集中して患者が膨れ上がっていく可能性があり、検査体制の強化も強く求められてくることから、先ほど国への要望事項として説明がありました財政支援について、お尋ねします。国に対して財政支援を求めることとあわせて、県としても各医療機関に対する財政支援も視野に入れなければならないのではないかとということもありますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○答弁（健康対策課長） 先ほどお示ししました基本的対処方針の中でも体制の強化ということを非常に重要な柱として位置づけております。そういったことも踏まえましていろいろな手法はあると思いますが、体制の強化の方法について現在検討しているところであります。具体的な方法として、経済的支援にするのか、ほかの方法にするのか、そのあたりも踏まえましてまた決定しましたら御報告したいと思っております。

○質疑（辻委員） もう1点、情報の正確な提供について、聞いておきます。

やみくもに恐れることはないでしょうが、正確な情報を提供するということでの取り組みも強化されていくものと思います。先ほどの説明では6月1日付の県の広報紙により情報提供するということでしたが、今後の県民への周知徹底の仕方はどうなるのでしょうか。私ども委員はファクスで情報を逐次いただいておりますし、テレビや新聞でも入ってきますが、県民に対して県内の情報をどうやって周知していくのかについて、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○答弁（健康対策課長） 御指摘のとおり、今、新型インフルエンザに関しましてはさまざまな情報が飛び交っております。その中にはWHOで確定した情報もあれば、推測の範囲で飛び交っている情報もあります。そういったことも踏まえまして、県といたしましては、まずはしっかりと確認できた数字に関しまして、例えば県内の動向もそうですが、協力医療機関に何名の方が受診していただいて、発熱センターに何件の相談をいただいた、そうしたことを広報等を通じて広く県民の方に情報を伝えているところであります。また、先ほど申し上げましたように、県民の方々にこうしていただきたいということは、ホームページ、マスコミとの会見、あらゆる機会を通じて、引き続き訴えかけていきたいと思っております。

○要望・質疑（辻委員） 今、県も着々と体制を整えて対応されているということですが、引き続き頑張っていただきたいと思います。必要以上に恐れることはないと思いますが、私は、必要な人に必要な手だてをすぐに打てる状況を確認することが一番だと思っておりますので、その点での対応をきちんとやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、大久野島毒ガスの問題について少しお聞きしたいのですが、先ほど経過を聞きました。4カ月間も放置されていたということですが、国の受けとめはどのようなのですか。要望に行かれたら、環境大臣も内閣官房の方も対応すると言われているようですが、その辺の見込みはどのようなのですか。

○答弁（危機管理課長） 私も内閣官房に参りまして、今回の要請を受けて各省庁との調整を急ぎたいというお言葉をいただいておりますし、環境大臣からも、時期については急ぎたいというお言葉をいただいておりますので、大いに私どもは期待しているというのが現状でございます。

○質疑（辻委員） 大久野島で毒ガスを投棄されたということは歴史的な事実としてわかっていることでしょうか。内閣の閣議決定として平成15年に毒ガスに関する対応方針が決められていて、海洋にあるものについては内閣官房が総合調整して調べられているのですから、とりあえずどうなのかということで調査して、引き揚げてどういうものかということを見つけた時点で、総合的に対応しなければならないのに、なぜ、どこが担当することが適切なのかということで、たらい回しのようなことをされて今日に至ったのかという点が、私は解せません。だから、今後の対応はすべてやっていただきたいと思います。口先だけで何か対応するようなことで、県に期待を持たせるような答弁をされているようですが、いつごろまでにどういうふうにするのかというスケジュールを早急に示してくださいということを、県からも強く言うべきであるし、そのスケジュールを出させるように、詰めの話も事務方レベルでもやる必要があるのではないかと思います、どうですか。

○答弁（危機管理監） 毒ガス等の事務については国の事務であるということは明白でございます。とにかく国で処置をしてもらわなければならない。それで、我々もこの不審物が毒ガスの化学兵器の疑いがあるということをお聞きしました。1月19日に発見されて、4月16日まで我々は早く国の責任において特定してくださいということを言い続けてきました。それで4月16日にガス弾等、化学兵器の疑いがあるものだとお聞きし、そうなる国事務ということが明白なので、環境省の窓口である中国四国地方環境事務所に、早く今回の要請書で書いた3つについて、強力で申ししてきました。そういうことで、るるいきさつはございましたが、我々としては何を置いても早期にこの化学兵器らしきものが完全に適切に処理されるということが至上命題でございますので、国の責任において我々が今回要請している3つのことを完全に適切に処理されるように強く強く語りかけてまいるということですので。あわせてそれをやろうと思ったら県民の思い、さらには議会の議員の御協力が

ぜひとも必要でございますので、御協力よろしくお願いたします。

- 要望（辻委員） 県の姿勢はよくわかります。再三再四、国に対して調査をやってもらいたいということについて、よく頑張ってくられたと思います。

ところが、国、岡山にある環境省の中国四国地方環境事務所の所長とのやりとりが新聞報道にありましたが、調査は所掌事務ではないということで逃げられて、この事務所のやり方は本当にいかげんな対応だと思います。こういうことでは、県民の安全と安心を勝ち取れないと思いますので、国に要望に行かれて、対応するということですから、ぜひ、早急に詰めて、今後どういうふうに対応をするのかということも含めて広く県民にも公表して、安心・安全をきちんと担保していくということをやっていたきたいということを申し上げて終わります。

- 質疑（奥原委員） 新型インフルエンザの県の対応について聞かせていただきましたが、これだけ何千万という人が毎日移動するという中で、防ぐことはできないでしょう。毒性が弱く、冬場ではなく、これから夏に向かう時期であることが救いで、ウイルスも小康状態を保っているの、次の冬場までにワクチンを開発するなど医療体制を整備していただかないといけません、まず、子供のいる保育園や幼稚園といった施設に対して、県が具体的にどういったことをしておられるのかということについて、お聞きしたいと思います。

それから、4,500～4,600人おられるという要介護3度、4度、5度の在宅の高齢者や施設に入っておられる高齢者に対して、県が具体的にどういったことを指示しておられるのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

- 答弁（こども家庭課長） 保育所につきましてはもともと設置目的が保育に欠ける子供さんをお預かりする施設ですので、まず、最初に出された国の行動計画では、学校も保育所も休所をするという計画になっておりましたので、5月1日に市町へ文書を出しまして、まずは感染防止の徹底をお願いし、加えて発生した場合の対応については、設置目的に沿った対応が必要である旨を通知いたしました。現在、市町とも連絡をとりながら、発生したときにはどういった対応が考えられるのか、全部休所にするのか、といったことをやりとりしております。

発生状況にもよりますが、保育所に関しましてはできるだけ留意をしながら要請を決めていきたいというふうに思っております。同時に、保育所を休所とする場合には事業主団体の方にも、例えば特別休暇でありますとか短時間勤務でありますとか、そういった配慮をお願いしたいと思っております、準備を進めております。

- 答弁（地域福祉課長） 高齢者の施設等に対します対応でございますけれども、5月16日付で厚生労働省からこれらの施設におけます留意事項について通知が参っておりますので、昨日高齢者施設並びに障害者施設につきまして通知を出しております。主な内容でございますが、現在は国内で患者が発生した早期という段階でございますので、施設におけます職員あるいは出入りの業者、そういった方々に対します留

意事項でございますが、例えば利用者、職員などの関係者におかれましても手洗い、うがい、マスクの着用を励行して流行地への渡航あるいは人ごみ、繁華街への外出を控えることが重要だというような内容の趣旨を通知しております。今後、県内でそういった患者が発生した場合につきましては、さらに踏み込んだ対応が必要になるかと考えておりますので、現在検討しております。

○要望（奥原委員） マスクを着用したりうがいをするというのは当たり前のことで、そのくらいではないと思います。施設の中で温度を上げるということも発症を防ぐいい対策だということも聞いております。患者が出たらどうするか、うがいをしろとかマスクをしろといった当たり前のことではなく、施設に対する具体的な行動を起こしていただきたいと思います。保育園、保育所、そして幼稚園もたくさんございますし、私が聞く限りでは、周知徹底されてすぐに対応できるということになっておりませんので、それぞれがすぐに対応できるようなことを考えていただきたいと思います。

○質疑（辻委員） 関連して少しお聞きしたいのですが、芦屋市が16日に保育所や通所介護施設などに休業を要請したというような報道がありました。本県においては今後考えていくということでしたが、休所や休業については、想定しておられるのですか、そのあたりはどうですか、まだ検討されているということですか。

○答弁（保健医療部長） きょう課長が説明しました机上配付資料の基本的対処方針の中の、二の感染拡大の抑制になりますが、県内で発生した場合の対応といたしましては、発生した状況、どういう状況で患者が出たかということや前例を踏まえた上で、県として十分見きわめた上で必要に応じて行う必要がありますが、そこにございますように患者や濃厚接触者が活動した地域、これは国か都道府県が指定することになっておりますが、これらの地域にあります学校・保育施設の臨時休業の要請というのは、当初の感染拡大を抑制するという意味があると考えておりますので、むやみにやるということはありませんが、発生状況、患者の状況等踏まえた上で必要に応じてやるということは避けられないと思っております。

○質疑（辻委員） わかりました。その点は、状況を見て判断をされるということですね。ですから、蔓延の仕方などの状態を見て、県の方で、休業の方がいいとか臨時休業をした方がいいとかということ判断して、例えば教育機関だったら教育委員会と連携をとっていくというような対応をされるということでしょうか。

○答弁（保健医療部長） 今回の新型インフルエンザは、毒性は低いと言われておりますが、今後どうなるか未知な部分もございますので、その対応について従来の季節性のインフルエンザと異なった対応をしていくことについては県民の皆様も含めて理解はいただけるものと思っております。ただ、毒性、感染力の問題と社会活動の維持、その影響というバランスをどうとっていくのかということが県民の皆様、都道府県、自治体、国から求められていると認識しておりますので、今回仮に発生してそういう対応をとらざるを得ないという場合にも、該当の市町や国とも十分協議

した上で、一方ではあくまでも感染拡大を抑制するということが十分念頭に置く必要がありますので、そこらのバランスについて、十分考慮した上で県としてそういう判断を行ってまいりたいと思っております。

(4) 閉会 午前11時42分